

## 作業基準仕様書

この仕様書は、作業の大要を示すものであるが、現地の状況に応じ、軽微なもの又は本書に記載されない事項であって、甲が美観又は建物管理上必要と認めた作業を契約金額の範囲内で実施するものとする。

### 1. 使用材料

- (1) 本作業に使用する材料は、すべて品質良好のものを使用すること。
- (2) トイレットペーパー、ごみ袋、各種洗剤、ワックス、各種清掃用具等は乙の負担とする。

### 2. 作業工程

清掃作業の工程は、甲が定める別紙 2 の清掃作業基準表（以下「基準表」という。）に基づいて行うこと。

### 3. 日常清掃

作業項目毎の作業内容は、国土交通省 大臣官房 官庁営繕部「建築保全業務共通仕様書（最新版）」によるほか、以下により適切に行うこと。

#### (1) 塵払い

塵払いは、機械その他の設備のあるところは必ず真空掃除機を使用し、塵払いをした際、近くの備品その他に堆積した塵埃は、同時に取り除くこと。

#### (2) 床掃除

ア 一般事務室の掃き掃除は、塵埃飛散防止のため、フロアーブラシ類を使用し、入念に掃除すること。

イ アスファルト、タイル、ビニールタイルの床等は、固く絞った水拭モップで塵埃を除去すること。この際、容易に移動し得る椅子等の物品類は、移動したうえ入念に掃除すること。

#### (3) 机、カウンター、サッシ（窓廻り）等

丁寧に塵払いを行った後、雑布拭きをすること。

#### (4) 便所の汚物処理

女性便所の汚物は、容器から取り出し、袋に入れて捨て容器を掃除すること。

#### (5) 便器、洗面器類の洗浄

便器、洗面器類は、丁寧に水洗いのうえ布拭きすること。

#### (6) 疊床は、真空掃除機等により掃除のうえ、疊のしみ及び周辺の塵埃を掃除すること。

#### (7) 金具の磨き

ドア金具、階段金具、その他手洗い所内の真鍮金具等は、鍍金された金具は、乾布で磨き出しすること。

#### (8) 煙草の吸い殻の処理

煙草の吸い殻は、容器を洗浄し、毎日所定の箇所に処置すること。

ただし、煙草の吸い殻の処理にあたっては、火災防止に充分注意すること。

#### (9) マット掃除

外出入り口等に備付けてあるマットは、泥塵等を取り除き、更に洗浄のうえ乾燥後備付けておくこと。

#### (10) 屑箱処理

備え付けられている屑箱の紙屑等は甲が指定した箇所へ収集し、屑箱は所定の位置へ返還すること。

### 4. 特別清掃

#### (1) 床のワックス塗布

軽微な什器の移動を行い、白木床について除塵を行う。適正な洗浄用洗剤で洗浄し、乾燥の後ワックスを塗り十分に乾燥させる。

#### (2) 天井、壁、照明器具

天井、壁は、丁寧に塵埃を取り除くこと。また、照明器具は、洗剤等で拭き取り、タオルで乾拭きする。

#### (3) 外部サッシ

窓から乾いたモップ又はブラシ等を用いて丁寧に塵払いすること。

#### (4) 窓ガラス

建物の内外の窓ガラスは、両面とも石鹼水又は薬液類（スチールに有害となるもの、あるいはサッシに塗布したペンキが溶解される恐れのあるものは不可）をもって拭きさらに乾布で拭磨すること。

#### (5) 窓、扉等の金具磨き

窓、扉の金具及び出入口靴摺金具の磨きは、地金のものは、磨粉で磨き出し、メッキのものは、指定の研磨剤をもって磨き出し金具のまわりの手垢等も薬液又は石鹼水を用いて丁寧に拭き取りすること。

### 5. 注意事項

通信及び電気機械器具の取り扱い及びこれの清掃作業に塵埃のかからぬよう特に注意すること。

### 6. 清掃期間

区分	清掃日	実施時間	備考
日常清掃	土、日曜日、休日及び甲の指定する日を除く毎日	7:00～11:00	事務室等は 7:00～8:00 の間で実施すること。
特別清掃	原則として、12月29日～12月30日	7:00～17:00	

### 7. その他

疑義が生じた場合は、監督職員と協議し指示を受けるものとする。